

新体育館の施設使用料の検討状況等について

1. 施設使用料の検討状況について

新体育館の施設使用料については、現在、これまで行政改革課から示された施設使用料等の考え方や、近隣の体育館やメインアリーナが同規模の体育館の施設使用料等を踏まえ検討を行っています。

今後、スポーツ関連施設の受益者負担率の目標値 50% も踏まえ、分割利用時の使用料設定の考え方などを含め、使用料の検討を進め、本年 6 月議会に新体育館の設置管理条例について議案を提出する予定です。

(近 隣) 浜山体育館・松江市総合体育館

(同規模) 袋井市総合体育館〔静岡県〕・諫早市中央体育館〔長崎県〕・
長岡市市民体育館〔新潟県〕・小山市市立体育館〔栃木県〕

(1) 新体育館の有料施設について

新体育館で施設使用料を設定する施設は、次の 4 室を予定しています。

なお、“緑地・憩いの場”については、基本的には市民の皆さんへの無料開放施設と考えていますが、占用使用を希望される場合を想定し、使用料を設定するかどうか検討を行っています。

①メインアリーナ	【2,057.36㎡】	
②サブアリーナ	【1,280.63㎡】	
③多目的室	【281.70㎡】	※3分割利用可能
④会議室	【218.60㎡】	※4分割利用可能

(2) 本市の施設使用料の基準について

市施設の使用料については、これまで「出雲市行財政改革大綱」に基づき見直しが行われてきており、その施設の用途及び規模に応じ、統一された施設使用料（基準単価）が設定されています（※）。

新体育館の場合、「①メインアリーナ」・「②サブアリーナ」については用途が「体育館」、「③多目的室」・「④会議室」については用途が「会議室」の基準単価を基に検討を行っています。

なお、「体育館」と「会議室」の基準単価は、各部屋の面積に応じ、次のとおり定められています。

※平成 27 年 2 月 20 日開催の全員協議会で報告（その後、平成 31 年に消費税率引き上げに伴い、現在の使用料に改正）。

①体育館（1時間あたり）

規模区分	使用料
660㎡未満	710円
660㎡以上 1,300㎡未満	1,520円
1,300㎡以上	2,030円



新体育館

- メインアリーナ
【2,057.36㎡】
- サブアリーナ
【1,280.63㎡】

②会議室（1時間あたり）

規模区分	使用料
25㎡未満	300円
25㎡以上 50㎡未満	500円
50㎡以上 75㎡未満	810円
75㎡以上 100㎡未満	1,010円
100㎡以上 150㎡未満	1,520円
150㎡以上 300㎡未満	2,540円
300㎡以上	3,560円



- 多目的室
【281.70㎡】
※3分割可
※1室：約94㎡
- 会議室
【218.60㎡】
※4分割可
※1室：約55㎡

（3）施設使用料等の検討の方向性について

①施設使用料

i. メインアリーナ・サブアリーナ

- （2）で示した基準を参考に、分割利用時の使用料設定の仕方を含め検討したうえで、1時間あたり単価を設定する予定です。
- ただし、メインアリーナについては、面積が2,057㎡あり、「1,300㎡以上」の最大規模区分の現行基準と開きがあるため、そのまま当てはめるべきか、別枠の設定をするべきか引き続き検討します。

ii. 多目的室・会議室

- （2）で示した基準を参考に、分割利用時の使用料設定の仕方を含め検討したうえで、1時間あたり単価を設定する予定です。

iii. 緑地・憩いの場（占用使用の場合のみ）

- 市の同様施設の状況を踏まえ検討を行いますが、使用料を設定する場合、広場全体として使用単価を設定する方法と、1㎡あたり使用単価を設定し使用面積に応じて使用料を徴収する方法があります。

②各種加算等について

i. アマチュアスポーツ以外加算

【内 容】施設を使用される事業が“アマチュアスポーツ以外”の場合に施設使用料を加算するもの（プロスポーツ・講演会・研修会等）。

○既存の市立体育館にこの規定はありませんが、出雲ドームをはじめ他事例ではこの規定が設けられていることや、新体育館は「市民のスポーツ活動拠点」との位置づけであることから、アマチュアスポーツとの差別化を図るためこの規定を設けることを検討しています。

○加算については、アマチュアスポーツの“10割（2倍）”を想定し検討を行っています。

ii. 中学生以下等の料金設定

【内 容】施設を使用される者が“中学生以下等”の場合、施設使用料を一般より安く設定するもの。

○既存の市立体育館は、中学生以下の場合、“基準単価の70%”となっているため、新体育館もこれにあわせ設定することを予定しています。

○出雲ドームに設定されている“高校生単価”については、設定することによる効果等も検証しつつ検討を行う考えです。

iii. 入場料加算

【内 容】施設を使用される事業が“入場料を徴収する事業”の場合に施設使用料を加算するもの。

○行政改革課が示す基準には体育館へのこの加算はありませんが、新体育館は既存体育館と比べ施設規模も大きく、様々な利用形態も考えられることから、この規定を設けることを検討しています。

○加算については、文化系ホールにあわせ“10割（2倍）”を想定し検討を行っています。

iv. 営利加算

【内 容】施設を使用される事業が“営利を目的とする事業”の場合に施設使用料を加算するもの。

○行政改革課が示す体育館の基準どおり、“20割の加算（3倍）”を予定しています。

v. 冷暖房設備使用料

○新体育館は他の市立体育館と違い、メインアリーナ・サブアリーナについても冷暖房設備を設置しており、これに係る維持管理経費（電気

代・保守点検料等)は他のスポーツ施設と比べ大きくなると考えています。
○こうしたことから、想定される冷暖房設備に係る維持管理経費や、近隣・同規模体育館の状況等を踏まえ検討を行っています。

vi. 照明設備使用料

○新体育館のメイン・サブアリーナについては、調光（最大1,200ルクス以上）ができる設備となっており、一定以上の照明を使用する場合に使用料を設定するなど、他事例の状況も踏まえ検討を行っています。

vii. 減免規定

○既存の市立体育館（出雲ドーム含む）では、障がい者手帳の交付を受けた者の使用（団体の場合は、手帳の交付を受けた者が概ね過半数を占める場合）の場合に、使用料の5割を減免していることから、新体育館もこの規定に合わせる考えです。

2. 新体育館の正式名称について

本年6月議会への設置管理条例の議案提出に向け、新体育館の正式名称を決定する必要があります。現在のところ正式名称として“出雲市総合体育館”を予定しています。

3. 今後のスケジュール（予定）

令和5年	3月	【議案提出】変更契約の締結（物価変動・太陽光パネル追加等）
	6月	【議案提出】設置管理条例の制定（予定） ※条例は「出雲市スポーツ施設条例」に追加を想定
	11月	新体育館ホームページ開設
	12月	使用受付開始（市事業・大会を受付・調整の後、一般受付を想定）
	〃 下旬	【議案提出】指定管理者の指定 （指定管理期間）令和6年4月1日～令和21年3月31日（15年間） ～ 新体育館竣工 ～
令和6年	～3月	～ 開業準備 ～
	〃 下旬	定礎・竣工式、内覧会
	（23日頃～）	開館記念イベント（オープニング・クリニック・体験コーナー等）
	4月1日	開館

他施設における各種加算等の状況

市施設のほか、近隣の体育館やメインアリーナが同規模の体育館を見ると、施設使用料とは別に次のような各種加算等が規定されています。

①入場料加算

【内 容】

- ・施設を使用される事業が“入場料を徴収する事業”の場合に施設使用料を加算するもの。

【他事例の状況】

- ・既存の市立体育館にはこの加算の規定はありませんが、文化系ホールは“10割を加算（2倍）”することとなっています。
- ・出雲ドームはこの規定が適用されており、“入場料を徴収する事業”の場合、別の料金表が定められています。
- ・近隣や同規模体育館では加算方法は様々ですが、全てこの規定が設けられています。

②営利加算

【内 容】

- ・施設を使用される事業が“営利を目的とする事業”の場合に施設使用料を加算するもの。

【他事例の状況】

- ・既存の市立体育館は“20割を加算（3倍）”することとなっています。
- ・出雲ドームはこの規定が適用されており、“営利を目的とする事業”の場合、別の料金表が定められています。
- ・近隣や同規模体育館では、浜山・小山市体育館以外は全てこの規定が適用されており、別の料金表が定められています。

③アマチュアスポーツ以外加算

【内 容】

- ・施設を使用される事業が“アマチュアスポーツ以外”の場合に施設使用料を加算するもの（プロスポーツ・講演会・研修会等）。

【他事例の状況】

- ・既存の市立体育館にはこの加算の規定はありませんが、出雲ドームにはこの規定が適用されており、別の料金表が定められています。
- ・近隣や同規模体育館では、全てこの規定が適用されており、別の料金表が定められています。

④中学生以下等の料金設定

【内 容】

- ・施設を使用される者が“中学生以下等”の場合、施設使用料を一般より安く設定するもの。

【他事例の状況】

- ・既存の市立体育館は、中学生以下の場合、“一般単価の約70%”となっています。
- ・出雲ドームは、“中学生以下の場合”のほか“高校生単価”も設定されています。
- ・近隣や同規模体育館では、浜山・諫早市体育館以外はこの規定が設定されていますが、対象者や設定方法はそれぞれ異なります。

(松江市) 中学生以下・高齢者・障がい者は同じ料金で別設定

(袋井市) 高齢者・高校生以下は一般の2分の1

(長岡市) 高校生以下は別設定

(小山市) 高校生以下は一般の2分の1

⑤冷暖房設備使用料

【内 容】

- ・冷暖房設備を使用する場合に徴収するもの。

【他事例の状況】

- ・市の既存のスポーツ施設では、基本使用料の“3割相当額を加算”することとなっています。既存の体育館のアリーナには冷暖房設備は無く、この加算の対象は会議室・多目的室といった小規模の部屋です。
- ・近隣や同規模体育館では、次表のとおり全て1時間あたりの基準単価が定められています。

【1時間あたり単価】

施設	メイン	サブ	多目的室	会議室
浜 山	13,940円	1,530円	450円	—
松江市	13,980円 41,950円 55,930円	1,730円 5,190円 6,920円	320円	100円 300円 400円
袋井市	5,500円	2,200円	—	—
諫早市	8,380円	4,190円	—	—
長岡市	7,500円	1,000円	—	1,000円
小山市	(冷)13,300円 (暖)8,990円	(冷)5,610円 (暖)4,480円	—	—

⑥照明設備使用料

【内 容】

- ・照明設備を使用する場合に徴収するもの。

【他事例の状況】

- ・市の既存の体育館では徴収されていません。
- ・出雲ドームは次表のとおり3段階の料金を設定しています。
- ・近隣や同規模体育館では、浜山・諫早市体育館以外はこの規定が設定されています。なお、全て料金設定はメイン・サブアリーナのみで、多目的室・会議室には料金設定はされていません。

【1時間あたり単価】

施設	メイン	サブ
松江市	(2系統) 0円	(2系統) 0円
	(3系統) 640円	(3系統) 380円
	(4系統) 1,540円	(4系統) 790円
袋井市	1,760円	770円
長岡市	1,000円	200円
小山市	(2/3灯) 2,230円	(2/3灯) 1,110円
	(全灯) 4,480円	(全灯) 2,230円
出雲ドーム	(1/4灯) 6,170円	—
	(1/2灯) 7,714円	
	(全灯) 9,256円	

⑦減免規定

既存の市立体育館（出雲ドーム含む）では、障がい者手帳の交付を受けた者の使用（団体の場合は、手帳の交付を受けた者が概ね過半数を占める場合）の場合に、使用料の5割を減免する規定があります。

他施設の施設使用料等の状況

1. メインアリーナ

(1時間あたり単価)

区	分	近隣施設			同規模施設		
		松江総合体育館 (2,747㎡)	浜山体育館 (2,596㎡)	袋井総合体育館 (1,897㎡)	諫早中央体育館 (1,824㎡)	長岡市民体育館 (2,047㎡)	小山市立体育館
アマチュア スポーツ	入場料 徴収ナシ	中学生以下	3,278	990	2,100	無料	1,418
		高校生				1,050	
		一般			1,980	2,700	2,836
	入場料 徴収アリ	中学生以下	16,923	16,392	2,970	4,200	7,146
		高校生			5,940		14,292
		一般					
アマチュア スポーツ以外	入場料 徴収ナシ	中学生以下	24,588	1,980	2,100	12,900	8,579
		高校生			3,960		
		一般			11,880	8,400	17,158
	入場料 徴収アリ	営利宣伝	44,000	49,716	3,960	4,200	42,792
		中学生以下			7,920		
		高校生	50,769		11,880	8,400	85,584
空調設備		13,980	13,940	5,500	8,380	(冷) 13,300 (暖) 8,990	
		41,950					
		55,930					
照明設備		640	—	1,760	—	(全) 4,480 (2/3) 2,230	
		1,540					

2. サブアリーナ

(1時間あたり単価)

区	分	近隣施設				同規模施設			
		松江総合体育館 (1,394㎡)	浜山体育館 (816㎡)	袋井総合体育館 (790㎡)	諫早中央体育館 (950㎡)	長岡市民体育館 (339㎡)	小山市立体育館		
アマチュア スポーツ	入場料 徴収ナシ	中学生以下	1,128	1,158	440	1,050	無料	715	
		高校生	2,256		880		400		
		一般					1,100		
	入場料 徴収アリ	中学生以下	11,282	5,831	1,320	2,100	無料	3,558	
		高校生			2,640		800		
		一般					2,200	7,116	
	アマチュア スポーツ以外	入場料 徴収ナシ	中学生以下	8,574	8,754	880	1,050	4,300	4,279
			高校生	16,923		1,760			
			一般	29,333		5,280			
		入場料 徴収アリ	中学生以下	33,846	17,511	1,760	2,100	8,600	21,292
			高校生			3,520			
			一般			5,280			
空調設備		1,730 5,190 6,920	1,530	2,200	4,190	1,000	(冷) 5,610 (暖) 4,480		
照明設備		380 790	—	770	—	200	(全) 2,230 (2/3) 1,110		

3. 多目的室・会議室

(1時間あたり単価)

区	分	近隣施設			同規模施設		
		松江総合体育館	浜山体育館	袋井総合体育館	諫早中央体育館	長岡市民体育館	小山市立体育館
多目的室 (1室あたり) 【281㎡】 ※1室：9.4㎡	アマチュアスポーツ	790	385	330	—	—	—
	アマチュアスポーツ以外						
	営利宣伝						
	(空 調)	320	450	—	—	—	—
会議室 (1室あたり) 【218㎡】 ※1室：5.5㎡	アマチュアスポーツ	460	—	220	260	1,350	—
	アマチュアスポーツ以外	1,870				4,050	
	営利宣伝	2,340					
	(空 調)	100 300 400	—	—	—	1,000	—

4. 設備・備品

区	分	近隣施設			同規模施設	
		出雲ドーム	松江総合体育館	浜山体育館	小山市立体育館	
長机	1脚(1日)	62	100	60	—	—
折りたたみ椅子	1脚(1日)	41	50	30	—	—
簡易ステージ	1基(1回)	523	—	—	—	—
フロアシート		—	5,230	—	—	3,360
放送設備	一式(1日)	—	2,390	2,580	5,610	—
湯沸設備	1箇所(1日)	—	510	1,150	—	—
コインシャワー(水)	1台(1回)	—	—	50	—	—
コインシャワー(湯)	1台(1回)	—	100	230	—	—

資料 3

他施設の各種加算等の状況

内 容	市立体育館	出雲ドーム	松江総合体育館 (2,747㎡)	浜山体育館 (2,596㎡)	袋井総合体育館 (1,897㎡)	諫早中央体育館 (1,824㎡)	長岡市民体育館 (2,047㎡)	小山市立体育館
時間単価・区分単価(※)	時間単価	(区分単価)	(区分単価)	時間単価	時間単価	時間単価	時間単価	(区分単価)
“アマチュアスポーツ”以外の加算	×	○	○	○	○	○	○	○
中学生以下の料金設定	○ (中学生以下は別設定)	○ (高校生以下は別設定)	○ (高齢者・障がい者も同じ)	×	○ (高齢者・高校生以下は1/2)	×	○ (高校生以下は別設定)	○ (高校生以下は1/2)
入場料加算	×	○	○	○	○	○	○	○
営利加算	○ (20割)	○ (別設定)	○ (別設定)	×	○ (別設定)	○ (別設定)	○ (別設定)	×
冷暖房使用加算	○ (3割)	×	○ (3段階)	○ (定額)	○ (定額)	○ (定額)	○ (定額)	○ (定額)
照明設備使用料加算	×	○ (30分単価)	○ (2段階)	×	○ (定額)	×	○ (定額)	○ (2段階)
市外利用者の加算	×	×	×	×	○ (通常の1.5倍)	×	×	○ (通常の2.0倍)
土日・祝日加算	×	○ (2割加算)	○ (2割加算)	×	×	×	×	×
使用料の減免	高年齢者	×	○ (中学生以下と同)	×	○ (通常の1/2)	×	×	×
	障がい者	○ (通常の1/2) ※手帳保持5割	○ (中学生以下と同)	○ (通常の1/2)	×	×	×	×
	準備・撤去に係る使用	×	×	○ (通常の1/2) ※メインのみ	×	×	×	×

(※) 「時間単価」とは使用料が1時間単位で設定されるものであり、「区分単価」とは使用料が“午前・午後・夜間”のように一定の区分で設定されているもの。